

資料 1-(2)

令和 7 年 7 月 8 日

令和 8 年度における国民健康保険税率等の改定について

《 諮 問 に 係 る 資 料 》

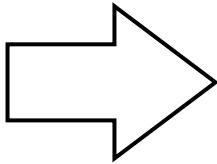
令和8年度以降における国民健康保険税率等の改定について

1 協議事項

(1) 保険税率等の改定を実施してよろしいか

税率改定等スケジュール（案）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
県	第3期 運営方針		赤字の解消	保険税の準統一 賦課方式を 2方式で統一			完全統一
入間市	税率等の改定 2方式に移行 赤字解消計画策定		税率等の改定 赤字の解消	準統一 ※標準保険税率の適用	→	→	完全統一

		現行税率	R7 標準保険税率 (県算定)		R8 税率改定	R9 標準保険税率 (県試算)	
				増減			増減
医 療	所得割	6.50%	7.28%	+0.78%		8.71%	+2.21%
	均等割	35,000 円	44,626 円	+9,626 円		49,560 円	+14,560 円
支 援	所得割	2.70%	2.73%	+0.03%		3.22%	+0.52%
	均等割	16,000 円	16,480 円	+480 円		17,857 円	+1,857 円
介 護	所得割	2.30%	2.27%	▲0.03%		2.98%	+0.68%
	均等割	16,000 円	16,315 円	+315 円		19,595 円	+3,595 円
計	所得割	11.50%	12.28%	+0.78%		14.91%	+3.41%
	均等割	67,000 円	77,421 円	+10,421 円		87,012 円	+20,012 円

2 税率改定の趣旨

国民健康保険は、平成 30 年度から都道府県化され、県が財政運営など国民健康保険運営の中心的な役割を担っています。

市は、県が設定した標準保険税率を参考に保険税率を設定し、国民健康保険制度を運営していますが、年々被保険者数が減少傾向にあり、それに伴い保険税収入が減収している状況です。

その一方で、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、一人あたりの医療費は年々増加傾向で、既に歳入と歳出のバランスが崩れている状況であり、今後さらに国民健康保険制度の安定的な運営が難しくなる恐れがあります。

県では、令和 5 年 12 月に県内自治体で異なる保険税率水準を統一する目標を掲げた『埼玉県国民健康保険運営方針(第 3 期)』を策定しました。

この方針では、国民健康保険制度の安定的な運営を図るため、原則として同じ世帯構成、所得であれば県内のどの市町村でも同じ保険税となることを目標としており、令和 9 年度から県内の保険税率について、各市町村の収納率格差を除き統一するものとしています。

また、賦課方式を2方式とすることを掲げておりますが、当市では令和 6 年度に 2 方式へ移行を完了しております。

3 当市の現況

(1) 当市の事業費納付金について

県から示される事業費納付金の額については、年度によって大きく上下変動しており、令和3年度、令和4年度と連続して増額となりました。

令和5年度以降は減少していますが、これは国民健康保険の被保険者数が減少しているためで、被保険者一人当たり保険税必要額でみると増加が継続しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費納付金	3,964,028,552 円	4,108,447,498 円	4,059,889,402 円	3,997,967,997 円	3,924,910,486 円
一人当たり 保険税必要額	106,527 円	116,387 円	119,532 円	124,989 円	132,686 円
前年度 対比額	+209,580,481 円	+144,418,946 円	△48,558,096 円	△61,921,405 円	△73,057,511 円
一人当たり 保険税必要額	+5,506 円	+9,860 円	+3,145 円	+5,457 円	+7,697 円

(2) 標準保険税率との差額について

埼玉県が示す当市の標準保険税率と、当市の保険税率で算定した際の差額は下表のとおりであり、現在の保険税率では歳入に不足額が生じていることが、赤字の主な要因となっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (決算見込み)	令和7年度 (本算定後再計算)
標準保険税率に 対する不足額	約2億9,900万円	約3億6,700万円	約4億6,300万円	約2億2,800万円	約3億3,000万円
前年度対比額	+1億6,400万円	+6,800万円	+9,600万円	△23,500万円	+9,200万円

税率改定実施

税率改定実施

※令和7年度については6月本算定後再計算にて算出

令和7年度国民健康保険税 6/16 再計算値（収納率94%）約28億6千万円

令和7年度標準保険税率 6/16 再計算値（収納率94%）約31億9千万円

(3) 国保財政調整基金について

令和4年度までは、財政調整基金からの繰入金により不足額を補ってきましたが、令和4年度に積立額のほぼ全額を取り崩しているため、現在は基金からの繰入金を充てることができない状況となっています。

将来の国民健康保険の安定運営のためにも、基金の積立は重要な課題であると考えています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (決算見込み)	令和7年度 (当初予算)
年度当初基金残高	507,593,849 円	258,802,375 円	69,833 円	69,850 円	69,894 円
年度中の積立額	16,108,526 円	69,458 円	17 円	44 円	1,000 円
// 取崩額 (国保特会基金繰入額)	264,900,000 円	258,802,000 円	0 円	0 円	1,000 円
年度末基金残高	258,802,375 円	69,833 円	69,850 円	69,894 円	69,894 円

(4) 法定外繰入金について

財政調整基金からの繰入ができないことから、令和5年度からは一般会計からの法定外繰入金を繰り入れざるを得ない状況となりました。

法定外繰入金は、保険給付と保険税負担の関係性が不明瞭になることや、国保の被保険者以外の市民からも納められた税金を充当していることになるため、国保の被保険者以外の市民からの理解を得られることが難しく、また、多額の繰入金は一般会計を圧迫することにもつながることから、国や県では解消すべき赤字としており、令和8年度からは法定外繰入金の繰入はできません。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (決算見込み)	令和7年度 (当初予算)
法定外繰入金繰入額	0 円	0 円	602,860,217 円	246,904,295 円	200,688,000 円

(5) 収納率について

景気動向等とあわせて、国民健康保険の構造的な問題の一つである「所得水準が低く保険料負担が重い」中、更に税率改定による負担増により、収納率の低下が懸念されます。

下表は直近5年間の国民健康保険税（現年課税分）の収納率推移です。

税率改定を行った令和4年度・令和6年度ともに収納率が低下しています。

特に令和6年度の税率改定は規模も大きく、収納率は94.89%と前年比で0.59ポイント減と大きく低下しています。

令和8年度の税率改定も、相当額の増額が推定されることから、更なる収納率の低下が懸念されます。この収納率の低下分も見込み、税率を設定する必要があります。

※県の示す標準保険税率は、各自治体の収納率動向を加味して算定されていますが、過去の実績をベースとしていることから、急激な低下について反映しきれないかは不明です。

国民健康保険税（現年課税分）収納率の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
現年収納率	94.84%	95.31%	95.10%	95.35%	94.89%

4 国保広域化の方針

『埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）』における税率等の改定に関連する主な方針

- (1) 赤字(法定外繰入金)の削減・解消 … 令和8年度には赤字（法定外繰入金）を解消する。
- (2) 保険税水準の統一 … 令和9年度までに収納率格差以外の項目を統一（準統一）する。
- (3) 賦課方式を4方式から2方式に … 令和9年度までに県内全ての市町村で資産割・平等割をなくして所得割・均等割による2方式とする。
※当市は令和6年度から2方式に移行済み